

建設労働者の雇用の改善を図る 事業主の方等への給付金

33 人材確保等支援助成金(建設雇用改善助成金)

建設事業主及び建設事業主団体等が行う雇用管理の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための措置について、賃金、経費の一部を助成することにより、建設労働者の雇用の安定を図るものであり、「建設教育訓練助成金」、「建設雇用改善推進助成金」の2種類の制度からなっています。

受給できる事業主及び受給できる額

I 建設教育訓練助成金

1 認定訓練

(1) 経費助成

職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う中小建設事業主等に対し、その経費の一部を助成するものであって、認定訓練を受講した建設労働者1人につき、下表に掲げる建設関連の訓練の種類に応じて定められた助成金の単価に訓練を受講した月数、コース数又は単位数を乗じて得た額を支給します。

訓練の種類 (建設関連の訓練に限る)	訓練課程及びコース	月、コース 又は単位	助成金の単価		
			認定訓練	広域認定訓練	
普通職業訓練	普通課程	1 月	4,400 円	6,600 円	
	専修訓練課程	1 月	4,400 円	—	
	短期課程	一級技能士コース	1コース	9,700 円	14,600 円
		二級技能士コース	1コース	9,700 円	14,600 円
		単一等級技能士コース	1コース	9,700 円	14,600 円
		管理監督者コース	1単 位	1,800 円	2,700 円
		能開法施行規則別表第4による訓練	1コース	16,000 円	25,000 円
上記以外の短期課程	1単 位	1,800 円	2,700 円		
高度職業訓練	専門課程	1 月	19,500 円	—	
指導員訓練	研修課程	1単 位	1,800 円	2,700 円	

(注) 単位数は訓練を受講した時間数によって決まります。

(2) 賃金助成

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、その賃金の一部を助成するものです。

長期課程訓練 1人1日当たり 5,400円

短期課程訓練 1人1日当たり 7,000円

(通常賃金相当額(注)から訓練等支援助成金の額を差し引いた額が、上記日額を下回る時は、その差し引いた額)

2 技能実習

(1) 経費助成

建設労働者に対する技能向上のための技能実習を実施（登録教習機関へ委託する場合も含む）中小建設事業主等に対し、その経費の一部を助成します。一の技能実習について1日13万円（訓練内容により20万円）を限度額とし、かつ、20日分を限度として助成します。

(2) 賃金助成（中小建設事業主に限る）

1人1日当たり7,000円を限度額（通常賃金相当額（注）が7,000円未満のときは、その額）とし、かつ20日分を限度として支給します。

3 通信教育訓練（経費助成）

雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させ、受講料の一部又は全部を負担した中小建設事業主に対し、受講料の一部を助成します。負担した受講料の1/2、1人当たり10万円を限度として支給します。

4 建設広域教育訓練

(1) 経費助成

職業訓練法人（広域的職業訓練を実施する者に限る）が、建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行う場合に、その経費の一部を助成します。職業訓練の推進のための活動に要した経費の2/3（訓練人日2万人日未満の場合は、限度額4,500万円、訓練人日2万人日以上3万人日未満の場合は、限度額6,000万円、訓練人日3万人日以上4万人日未満の場合は、限度額7,500万円、訓練人日4万人日以上の場合は、限度額9,000万円）を支給します。

(2) 施設等設置整備

職業訓練法人（広域的職業訓練を実施する者に限る）が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備を行う場合、その経費の一部を助成します。職員及び訓練生のための福利厚生用施設及び設備以外のものの設置又は整備に要した経費の1/2に相当する額（限度額3億円）を支給します。

(3) 受講援助

雇用する建設労働者に広域的職業訓練を受講させた建設事業主に対し、その受講に要する旅費の一部を助成します。建設事業主が負担した旅費の1/2に相当する額を支給します。

5 建設業人材育成支援

中小建設事業主の団体又はその連合団体が、建設業に必要な人材を育成していくことを目的として、建設業を支える人材の育成・確保に関する目標を設定し、その目標達成のために下記(1)及び(2)から(6)までのいずれかの事業を実施した場合、その費用の2/3に相当する額（全体で800万円を限度）を支給します。(1)は必ず実施するとともに、(2)から(6)までのいずれか1つ以上の事業を実施する必要があります。

(1) 建設業人材育成支援協議会の設置・運営（助成は100万円限度）

中小建設事業主の団体又はその連合団体、建設系工業高校、専修学校等の学校関係者、労働局、ハローワーク等の関係機関から成る「建設業人材育成支援協議会」の設置・運営。

(2) 建設業の役割や魅力を伝える啓蒙活動又は加工技術等の体験指導

技能士や指導員等の建設技能者が、小学校、中学校、高校等に出向いて実施する建設業の役割や魅力についての啓蒙活動又は加工技術等の体験指導の実施。

(3) 建設現場における見学会又は体験実習

小学校、中学校、高校等の生徒等又は教員を対象とした、実際の建設現場における見学会又は職場体験の実施。

- (4) 職業訓練施設等における実践的スキル研修又は教育訓練等に係る情報提供
建設系の工業高校、大学、高等専門学校又は専修学校の学生等を対象とした職業訓練施設等における実践的スキル研修の実施又は技能士資格等の取得に向けた教育訓練等に係る情報提供。
- (5) 教員に対する建設業への理解や指導能力の向上を図るための研修
建設系の工業高校、大学、高等専門学校又は専修学校の教員を対象とした、職業訓練施設等における実践的スキル研修の実施。
- (6) キャリア形成モデルの策定・提示
建設系の工業高校、大学、高等専門学校又は専修学校の学生等を対象として、業種ごとに入職前の段階から入職後のキャリアステージごとに、必要となる職務能力・就業経験・教育訓練・資格等の体系を示したキャリア形成モデルの策定・提示。

6 新分野教育訓練

(1) 経費助成

中小建設事業主が、建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した場合、その経費の一部を助成します。教育訓練に要した経費の2/3、1日当たり20万円を限度額として、かつ、60日分を限度として助成します。

(2) 賃金助成

中小建設事業主が、建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した場合、その賃金の一部を助成します。1人1日当たり7,000円を限度額（通常の賃金相当額（注）が7,000円未満のときは、その額）とし、かつ、60日分を限度として支給します。

（注）通常賃金相当額

$$\frac{\text{（当該事業所の前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額）}}{\text{（当該事業所の前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数）} \times \text{（当該事業所の年間所定労働日数）}} \times 0.8$$

II 建設雇用改善推進助成金

○建設事業主

中小建設事業主が、雇用管理面での課題を分析し、下記の事業に係る課題に対応するための年間を通じた計画を策定し、当該計画に従って取組を実施した場合、助成金を支給します。

事業区分、助成率・助成限度額

事業区分	助成率・助成限度額
(1) 雇用管理責任者の選任・配置等 (取組例) ○雇用管理改善研修の実施 ○職長研修の実施 ○(独)雇用・能力開発機構の雇用管理研修への参加 など ※この事業は原則実施	(1)について、 ・研修実施経費 1日当たり10万円 (6日分を限度) ・研修受講に係る賃金 受講者1人当たり 1日7,000円(注) (6日分を限度)
(2) 建設労働者若年の建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組 (取組例) ○若年者の入職促進に関する取組 ○建設現場見学会の開催 ○募集・採用に関する検討会の開催 など	
(3) 高齢労働者・女性労働者の活躍を推進する取組 (取組例) ○永年勤続表彰制度の実施 ○女性労働者の入職・活用促進事業の実施 ○再雇用制度導入のための取組 など	(2)～(6)について、 各事業の実施経費の合計額の1/2相当額 (⑥の助成は50万円を限度)
(4) 建設労働者への魅力ある職場づくりのための取組 (取組例) ○工事現場の作業員用施設の設置(賃貸借に限る) ○労働安全管理の整備事業の実施 ○労働時間短縮のための取組 など	※助成限度額は、(1)～(6)の合計で、 200万円
(5) 期間雇用労働者の雇用改善 (取組例) ○通年雇用のための取組 ○期間雇用労働者の健康診断事業 など	
(6) 建設労働者の雇用管理改善のための社会保険労務士等専門家のコンサルティングの利用 (取組例) ○上記の雇用改善の取組に必要な相談 ○事業所における雇用改善実施計画の作成に関する相談 など	

(注) 通常賃金相当額として下記により算出した額が7,000円未満のときは、その額

$$\frac{\text{(当該事業所の前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額)}}{\text{(当該事業所の前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数)} \times \text{(当該事業所の年間所定労働日数)}} \times 0.8$$

○建設事業主団体

中小建設事業主団体が、下記の事業のうち傘下企業の雇用管理の改善に必要と思われる事業について数値目標を設定し、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、助成金を支給します。(実施期間は3年であり、延長することも可能です。)

事業区分、助成率・助成限度額

事業区分	助成率・助成限度額	
(1) 建設労働者の雇用管理の改善を促進する事業	<全国団体> (1)～(10)について、各事業の実施経費の合計額の2/3相当額 ※助成限度額は、(1)～(10)の合計で、1,600万円	
(2) 建設労働者の能力開発を促進する事業		
(3) 職業生活上の環境の整備、健康管理の実施を促進する事業		
(4) 建設労働者の体系的な処遇の改善を推進するための事業		
(5) 建設労働者の教育訓練の共同化又は広域化を推進する事業		
(6) 建設労働者の再就職、建設業への入職促進に係る支援の実施を促進する事業		<地域団体> (1)～(3)、(10)について、各事業の実施経費の合計額の1/2相当額 (4)～(9)について、各事業の実施経費の合計額の2/3相当額 ※助成限度額は、(1)～(10)の合計で、500万円
(7) 若年労働者の採用・定着を図る事業		
(8) 高年齢・女性労働者の活躍を促進する事業		
(9) 通年雇用のための支援をする事業		
(10) (1)から(9)の事業に関する調査研究		

受給のための手続き

建設雇用改善助成金の受給のための手続きは、事業所が所在する管轄の都道府県労働局又はハローワークで行います。ご不明な点及び手続き等の詳細については、管轄の都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。